

令和8年春の全国交通安全運動の実施について

1 運動期間

令和8年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間

2 スローガン

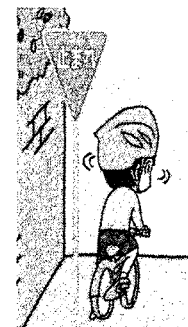
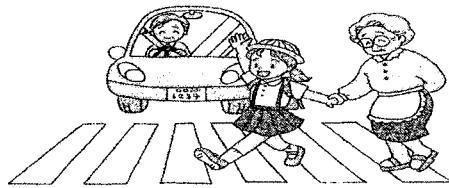
「譲り合い ハンドル越しの 思いやり」

3 運動重点

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

4 交通死亡事故ゼロを目指す日

令和8年4月10日（金）



神 かん の み ね 峰



発行所
竹原警察署
大崎上島分庁舎
0846-62-0110

春の連休期間中における山岳遭難の防止

～安全で楽しい登山のために～

入山する際は、

- 無理のない計画と登山届（登山計画書）の提出
- 十分な装備品・服装・食料の準備
- 現地の気象等を事前把握してゆとりある行動
- 登山アプリの活用
- 複数人での登山



などの準備を行い安全で楽しい登山をしましょう。

登山届は、登山する山を管轄する警察署等又は登山アプリ等で提出しましょう。

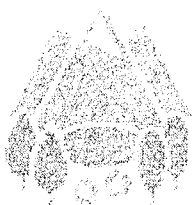
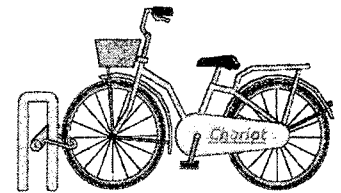
自転車ドロボウにキー付けんさい！

自転車が盗まれる特徴として、

- 被害自転車の約7割が無施錠
- 被害者の約6割が学生
- 被害場所の約7割が住宅、駅、商業施設、学校等身近な場所等が挙げられます。

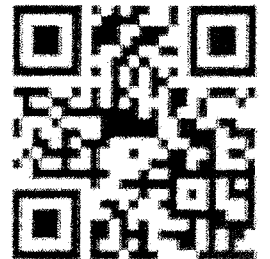
自転車ドロボウがまず狙うのは、鍵のかかっていない自転車です。

急いでいる時などでも油断をせず、自転車盗を防止するために、駐輪時の確実な施錠をしましょう。



山と自然ネットワークコンパス

Compass



全国山域の登山届がひとつの窓口で提出できます。

<https://www.mnt-compass.com/>

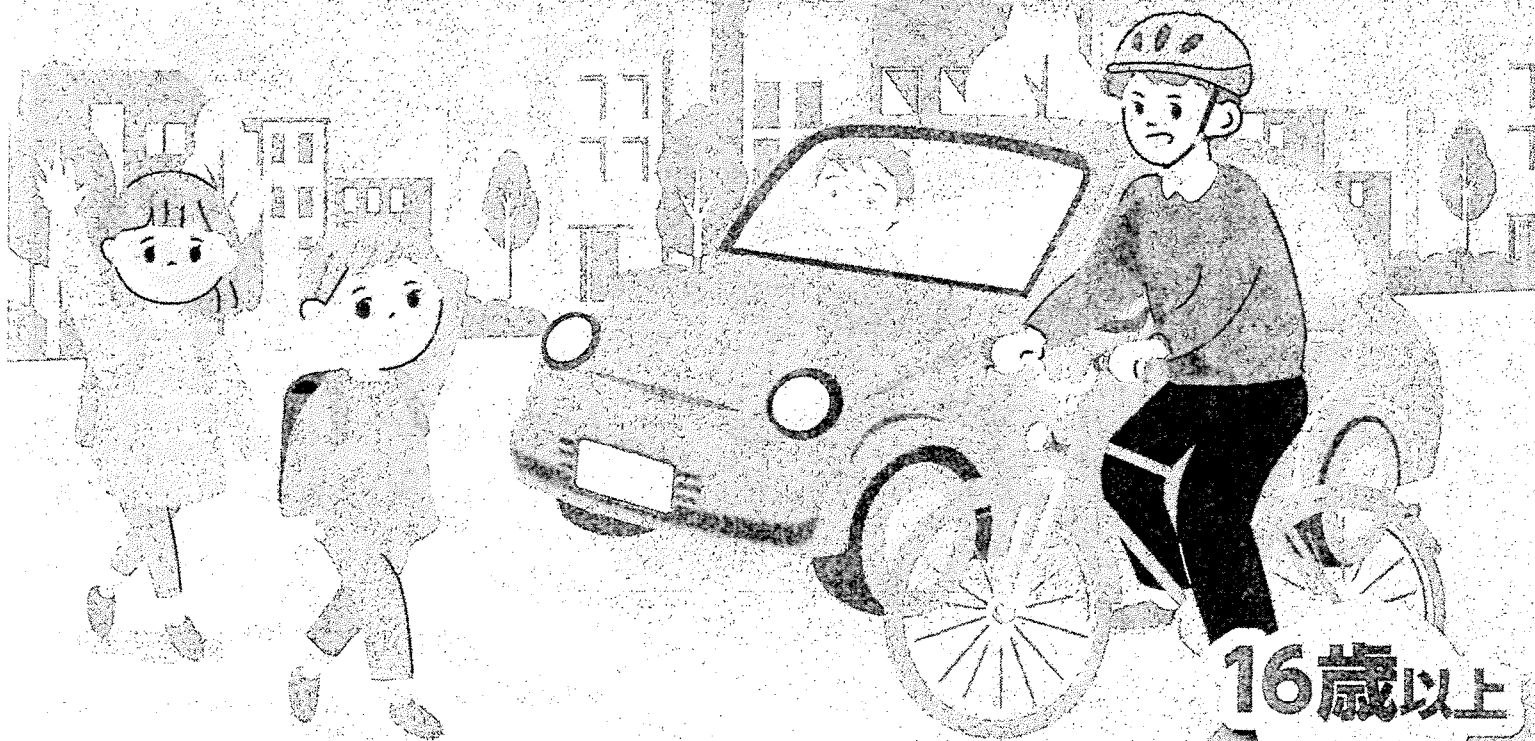
竹原警察署 0846-22-0110

緊急時の場合や事件の通報は110番または最寄りの警察署へ

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

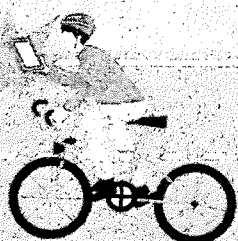


16歳以上
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円



警察庁 自転車 交通安全



<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察





Hiko-chan

交通ひろしま

春号
2026

HIROSHIMA TRAFFIC SAFETY

編集・発行 公益財団法人 広島県交通安全協会 広島県交通安全活動推進センター
〒731-5108 広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター5F
TEL(082)941-7700 FAX(082)941-7701
URL <https://www.hiroankyo.or.jp/>

令和8年1月末現在の交通事故発生状況(県内)		
件数	355件	(昨年比 +62件)
死者数	6人	(昨年比 +1人)
負傷者数	411人	(昨年比 +56人)

令和8年

春の全国交通安全運動

◎実施期間

4月6日(月)~4月15日(水)

※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)

令和8年 広島県
交通安全年間スローガン

『譲り合い ハンドル越しの思いやり』

運動重点

①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

春の季節、新入学児童たちの「交通デビュー」とも言えるこの時期、こどもが被害にあう交通事故が多発する傾向があります。運転者は、こどもの特性(飛び出し等)を踏まえて運転をしましょう。また、生活道路やスクールゾーンなどではスピードを落とし、いつも以上に動静に注意して、危険を予測しながら走行しましょう。



歩行者は道路を渡るとき、付近に横断歩道がある場合は、その横断歩道を渡りましょう。「横断禁止場所の横断」、「車の直前・直後の横断」、「ショートカットや斜め横断」などの危険な横断はやめましょう。横断するときは、「手をあげる」などして、ドライバーへ意思表示をしましょう。



②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

◇「ながらスマホ」は重大事故につながります。歩行者の歩きスマホも危険ですが、自動車運転中の「ながらスマホ」による死亡事故率は、不使用時と比べ約3.7倍高くなっています。また、自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故は、*平成26年以降最多で、19歳以下が約6割を占めています。*令和6年中(令和2年~令和6合計 警察庁)



◇信号機のない横断歩道では、歩行者優先です。横断している(しようとしている)歩行者がいるとき、車両は停止しなければいけません。
◇依然として、飲酒運転はなくなりません。飲酒運転は悪質な犯罪です!お酒を飲んだら、絶対に車両を運転してはいけません。「運転しても大丈夫」、その身勝手な判断が危険への第一歩です。

③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

◇自転車や特定小型原動機付自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。自転車乗車中の交通事故において、主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は、着用していた方に比べて約1.7倍高くなっています(令和2年~令和6年合計 警察庁)。命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。

◇特定小型原動機付自転車は、16歳未満の人は運転できません。保安基準に適合したものを利用し、自動車損害賠償責任保険(共済)の加入や標識(ナンバープレート)の取り付けが義務づけられているなど、交通ルールを守って走行しましょう。

◇広島県では、自転車の保険への加入が義務づけられています。もしものために備えましょう。

◇反射材用品などを活用するとともに、薄暮時は、早めにライトを点け周囲からの視認性を向上させましょう。夜間での無灯火運転は交通違反です。









自転車等の交通違反に対し交通反則通告制度を適用

令和8年
4月1日から施行

道路交通法の改正により、16歳以上の自転車等運転者による一定の交通違反に対し、反則金を納付させる交通反則通告制度(青切符)が導入されます。酒気帯び運転や酒酔い運転、あおり運転などの悪質な違反は、従来通り、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)が適用されます。

青切符の対象となる違反行為一例と反則金額

	携帯電話使用等(保持) 12,000円		信号無視 6,000円		無灯火 5,000円
	指定場所一時不停止 5,000円		傘差し運転 5,000円		並進、二人乗り 3,000円

5月は
自転車マナーアップ
強化月間です

○青切符以外に自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分

自転車運転者講習制度

自転車運転者が一定の違反行為(危険行為)を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることになります。

違反行為
(危険行為)を
3年以内に
2回以上

公安委員会から
講習の受講命令

▶ 講習の受講

講習時間 3時間
講習手数料 6,150円

▶ 講習命令違反

5万円以下の罰金

各地区交通安全協会では、こんな活動を行っています。



協賛店紹介

特典内容は広島県交通安全協会ホームページ等をご覧ください。



○飲食・グルメ

湯来ロッジ1階レストラン
神楽門前湯治村「ふくすけ」
八天堂カフェリエ
お好み焼き てっちゃん
せらワイナリーレストラン

広島市佐伯区湯来町大字多田2563-1
安芸高田市美土里町本郷14627
三原市本郷町善入寺用倉山10064-190
福山市新市町大字戸手2448
世羅郡世羅町黒淵518-1

Tel.0829-85-0111
Tel.0826-54-0888
Tel.0848-86-8622
Tel.0847-52-2155
Tel.0847-25-4300

令和8年度

『優良運転者表彰』の申請を受付開始

交通安全協会では、会員を対象に、無事故無違反を継続し、他の模範となる優良ドライバーの方を表彰しています。無事故無違反を5年以上継続の方は、5年単位で40年以上表彰まで申請可能です。20年以上は、「広島県交通安全県民大会」で表彰式が行われます。

受付期間：4月1日(水)～6月19日(金) ※土・日・祝を除く

受付場所：お近くの交通安全協会

表彰式：9月10日(木) JMSアステールプラザ(広島市中区加古町)

※運転免許証の返納を予定されている方は、事前に無事故・無違反証明書の交付を受けてください。

申請の
詳細は
こちら



昨年表彰式の様子

令和8年度

『Basic Riding Lesson 広島』の開催

この二輪車講習会は、初心者(免許を取得されて3年未満の方)、リターンライダー、運転に不安がある方または当講習会に初めて参加される方を対象としています。

開催日：5月17日(日) ※雨天決行

開催場所：広島県運転免許センター(広島市佐伯区石内南)

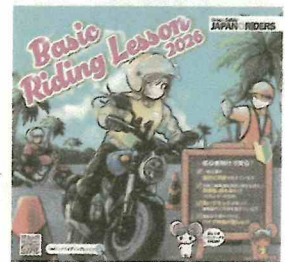
申込方法：(一社)日本二輪車普及安全協会サイトからネット予約

申込期間：3月18日(水)～4月17日(金)

レッスン料：2,000円(税込)

参加人数：定員20名 ※先着順ではありません。

参加の
詳細は
こちら



令和8年度

『第61回交通安全子供自転車広島県大会』の開催

開催日：6月20日(土) 9:30～14:45

開催場所：広島市中小企業会館(広島市西区商工センター)

優勝チームは、8月10日(月)に東京で開催される「第58回交通安全こども自転車全国大会」へ出場します。

大会の
詳細は
こちら



昨年優勝の原小学校チーム

地区協会だより

江田島市交通安全協会

『安心安全な江田島市』を目指して

江田島市交通安全協会は、昭和28年4月に隣接する4町(江田島町、能美町、沖美町、大柿町)で「江能交通安全協会」として設立され、それぞれ各町に支部(江田島支部、能美支部、沖美支部、大柿支部)を置き、平成16年11月の市町村合併により、「江田島市」となったのを機に、「江田島市交通安全協会」と名称変更し、現在に至ります。

当協会は、交通安全日や各季交通安全運動期間中において、通学路や横断歩道での街頭指導、また、警察や関係団体と協力し、ドライバーや歩行者へ反射材用品等の入ったチラシを配布して交通安全を呼び掛けるなどの広報啓発活動を実施しています。

特に春季においては、新入園児や新入学児童を対象に、正しい横断歩道の渡り方、5～6年生の児童には、正しい自

転車の乗り方などの指導を実施しています。

また、夏季から秋季にかけては、交通設備の点検を兼ねたカーブミラーの清掃、マラソン大会や祭礼などの市内イベントにおいては、来場者等の安全確保と周辺の円滑な交通に期するための交通整理・誘導などを行っています。

これからも役員及び支部員一同で、「安全安心な江田島市」を目指し、地域の交通事故を少しでも減らすように活発な活動を続けます。

地域の皆様には、今後とも「江田島市交通安全協会」の活動に対して、さらなる御理解、ご指導、御協力のほど、お願い申し上げます。



「正しい横断歩道の渡り方」の指導



会長
清水 義昭

★第74回交通安全ポスター・作文コンクール

○優秀作品「ポスター展示会」の実施

昨年の11月26日(水)から今年の1月23日(金)の期間、広島県東部運転免許センターをはじめ県内5会場において、小中学生を対象に昨年実施した交通安全ポスター・作文コンクールで広島県知事賞などを受賞したポスター優秀作品27点を展示し、多くの方々に鑑賞していただきました。ご協力いただいた会場施設の方々に感謝するとともに、大人もこどもたちの「交通安全の願い」を実践されますよう祈念いたします。また、次回のコンクールもすばらしいポスターや作文の応募をお待ちしています。



展示会場の様子(三次サングリーン)

○「優秀作品集」の作成・配布

昨年の県知事賞受賞作品などを掲載(ポスター、作文各14点)した、「交通安全ポスター・作文コンクール優秀作品集」を発行しました。交通安全意識の啓発に役立てていただくよう、県内の小中学校や公立図書館などに配布しました。



交通安全ポスター・作文コンクール優秀作品集

★交通安全資機材の寄贈

12月16日(火)、JA共済連広島(広島市中区大手町)から交通安全の幟旗700枚を寄贈していただきました。この幟旗は、各地区交通安全協会へ配布し、各地域の交通安全活動などで活用しています。



贈呈式の様子 山野副本部長(右)と岩上専務

★「トライ・ザ・セーフティinひろしま2025」の実施結果

5人1組での150日間無事故無違反運動に10,164チームが挑戦し、8,878チームが達成されました。達成率は、87.3%で前年と比べると+1.2ポイントの結果となっています。また、2月18日(水)には、達成チームを対象に副賞の抽選会が開催されました。



森本事務局長による挨拶の様子



抽選の様子

★チャイルドシートの贈呈式

3月4日(水)、トヨタモビリティパーツ株式会社広島支社(安芸郡坂町)から、チャイルドシート10台の寄贈がありました。同社からの寄贈は平成22年から行われ、今回で16回目となります。このチャイルドシートは、県内の交通安全協会会員様に無料で貸し出しています。



今井支社長(右)と岩上専務



チャイルドシート(ISOFIX固定方式)

インフォメーション

高齢者ドライバーズクリニック 新設



40歳を過ぎる頃から、視覚機能と認知機能は徐々に衰え、70歳代から急激に衰えてきます。検査機器を使用して、ご自身の身体機能検査をしてみませんか？

○高齢者ドライバーズクリニック設置場所

三次市島敷町1880-11
広島県三次自動車学校2階 第2教室

○お問合せ・お申込み

公益財団法人広島県交通安全協会 (082)941-7700



令和8年度 花づくり活動支援事業について



大崎上島町では地域の美しい景観づくり、健康づくり、仲間づくり及び地域づくりの意識の向上を図るため、公道の緑地帯等において自主的な花づくりを行う個人・団体に対し、花苗や肥料などの消耗品費等を補助します。

事業の内容

対象者	<ul style="list-style-type: none">・町内に居住する個人または所在する団体・1年以上継続して活動するもの
場所・面積	<ul style="list-style-type: none">・地域の公園、広場、集会施設、道路沿い等公共性の高い場所 注) 特定の個人又は企業等の施設を飾るものではないこと・プランターで合計10個以上、花壇で合計10㎡以上であること
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・花苗・肥料等の消耗品費、機械・会場等借り上げ料 等 <p>→ 詳細は裏面をご覧ください</p>
補助上限額	<p>1団体につき上限10万円</p> <p>注1) 予算(今年度は90万円)を超える申請があった場合は、申請の早かった個人又は団体を優先します。</p> <p>注2) 花づくり活動に対し他の事業で補助金を受ける場合は、重複してこの補助金を受け取ることはできません。</p>
申請受付窓口	本庁地域経営課又は大崎支所・木江支所窓口係
申請期限	<u>令和8年9月30日(水)</u>
お問合せ先	大崎上島町 地域経営課 地域振興係 電話番号：0846-65-3123

事業の流れ

① 申請書の提出	期日までに申請書を提出していただきます。
↓	
② 補助金の交付決定	町が申請内容を審査し、交付決定を行います。申請者へ交付決定通知書により通知します。
↓	
③ 花づくり活動	～ 活動 ～
↓	
④ 実績報告書の提出	年度末に実績報告書の提出をしていただきます。 ※指定の報告書に領収書と活動したことが分かる写真の添付が必要です。
↓	
⑤ 補助金額の確定	実績報告書に基づき査定後、補助金額を確定し確定通知書により申請者へ通知します。
↓	
⑥ 補助金の支払い	申請者の口座に振り込みます。

補助対象経費

科目	内容
花 苗 代	花苗、花種子、球根等
肥 料 代	肥料、除草剤、培養土、赤玉等
材 料 費	プランター、ジョロ、マルチ、鉢等
消 耗 品 費	ゴミ袋、軍手、写真台紙、プリンターインク等
印 刷 費	写真現像代
燃 料 代	草刈機、散水ポンプ等燃料代（個人使用とは区別）
機械借上げ代	作業を行うために必要な機械の機械借上げ代
会場借上げ代	活動を行うために必要な会議を行うための会場代

※弁当・飲料などの食料費は補助対象経費にはなりません。